特集 平成の公害紛争事件

去る5月1日、元号が平成から令和に改められました。

昭和から平成への改元時は、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法 を始めとした公害規制法令の整備の結果、高度経済成長期に社会問題化した公 害問題が徐々に収まりをみせた時期であり、平成5年11月には、公害対策基本 法が廃止され、地球環境時代に対応した新たな環境政策を総合的に展開するた めの環境基本法が施行されました。

成熟社会とも形容される平成の約30年においては、環境問題が地球規模で議 論されるようになり、環境・経済・社会の統合的向上が図られるようになりま した。公害紛争も、四大公害に代表されるような産業型公害から、都市域での 経済活動に伴う生活環境の悪化を背景とした都市型・生活環境型公害が増えて きました。

公害等調整委員会は、公害が大きく社会問題化していた昭和47年7月に発足 し、証拠が偏在し、因果関係の立証が困難であるという公害紛争について、職 権調査や専門委員の活用といった公害紛争処理制度の特長をいかし、公害紛争 の迅速かつ適正な解決に取り組んできました。以下に、公害等調整委員会に係 属した平成の特色ある事件やこれらの事件処理が与えた社会的な影響、公害等 調整委員会が果たした役割等を紹介します。

平成の特色ある公害紛争事件 Ι

◆スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件【平成元年8月~3年3月】 (関連:スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件【昭和62年10月~63年6月】)

スパイクタイヤの粉じんによる被害*1については、昭和62年4月に長野県在 住の弁護士らが、長野県知事に対し、タイヤメーカーを相手方としてスパイク

タイヤの県内での販売停止を求める 調停を申請しました。その後、本件 は公害等調整委員会に引き継がれる とともに、東北6県及び北海道在住 の弁護士等が参加人として加わり、 調停手続が進められた結果、昭和63 年6月に、一定期間後にスパイクタ イヤの製造、販売を中止する等を内 容とする調停が成立しました。なお、【スパイクタイヤにより削られた舗装道路の 調停成立に当たり、輸入タイヤ等を 写真提供:朝日新聞社



粉じんが舞い上がる町並み】

含めたスパイクタイヤ全体の使用規制等が引き続き検討されるべき旨の調停 委員長談話を発表しました。

調停成立等を受けて、環境庁及び関係省庁はスパイクタイヤの全面的な使用 禁止について検討を進めましたが、翌年の通常国会への法案提出には至りませ んでした。

このような状況を背景として、平成元年8月に長野県在住の弁護士らが、同 年10月に北海道在住の弁護士等が、国(関係省庁)を相手方として、スパイク タイヤの製造、輸入、販売及び使用を全面的に禁止する等の適切な措置を講ず ることを求めて調停を申請しました。

本件の係属と並行して検討が進められていた法制化については、中央公害対 策審議会の答申を経て、平成2年5月法案が閣議決定、国会提出され、同年6 月にスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律が成立しました。法律の 成立・施行等を受けて、申請人は平成3年3月に調停申請を取り下げ、スパイ クタイヤに係る公害紛争事件は終結することとなりました。

本件は、調停委員長談話や二度目の使用禁止に係る調停申請が公害防止施策 や法制度創設検討の契機の一つとなるなど、事件処理を通じて公害に係る社会 の要請が政策形成に反映された点において意義があったと言えます。

※1 都道府県においては、昭和60年11月及び61年8月に、北海道在住の弁護士等が、タイヤメーカーを 相手方として道内スパイクタイヤの販売停止を求めて調停を申請し、スタッドレスタイヤの普及及び 将来のスパイクタイヤの販売停止への努力について調停が成立しており、スパイクタイヤ問題の解決 の先駆けとなったものと言えます。

◆小田急線騒音被害等責任裁定申請事件【平成4年5月~10年7月】

平成4年5月、東京都の住民が、鉄道会社 を相手方として、受忍限度を超える騒音、振り 動等による生活妨害等に係る被害について、 1人当たり50万円の損害賠償金の支払等を求 める責任裁定を申請しました(申請人数は368 名(参加人を含む。)で、平成の約30年間に受 け付けた裁定申請事件の中で最多となりまし た。)。

事件処理に当たっては、研究機関に委託し て申請人居宅等での騒音測定と振動測定を実 施しました。このように、公害紛争処理制度 の特長である職権調査で得られた結果は、事 件処理の過程で両当事者に提示され、裁定の 判断資料として活用されました。

本件は、職権で調停に移行し、平成10年5 【複々線化工事が進む小田急線】



写真提供: 読売新聞社

月に、一部の申請人との間で成立した調停条項では、被申請人が、24時間の等価騒音レベルを65dB以下とする目標値を設定してその実現を図ること、騒音・振動対策として、レール・車輪・車両その他の発生源対策、運転速度の抑制・列車ダイヤの変更等の運行関係の対策を行うことなどが盛り込まれました。また、同年7月、その他の申請人*2のうち、屋外での24時間の等価騒音レベルが70dB以上又は騒音レベルの最大値が85dB以上の騒音にばく露された者について、受忍限度を超える被害を受けたと認定し、一定の損害賠償金の支払を命ずる一部認容の裁定を行いました。

本件の調停条項では、在来鉄道の騒音について環境基準がない中で、騒音レベルの目標値を定め、それを達成するための具体的な騒音・振動対策を盛り込んだこと、裁定では、在来鉄道の騒音の受忍限度の基準となる裁判例がない中で、24時間の等価騒音レベルや騒音レベルの最大値に係る具体的数値を示し、受忍限度の判断を示したことが特筆すべき点であったと言えます。

※2 調停が成立した申請人以外の者で、終結までに取り下げた者を除きます。

◆豊島(てしま)産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件^{※3} 【平成5年12月~12年6月】

平成5年11月**⁴、香川県の住民が、香川県、事業者等を相手方として、産業廃棄物の不法投棄がなされた処分地の一切の産業廃棄物を共同して撤去すること及び連帯して各申請人に金50万円を支払うことを求める調停を申請しました。

2億3600万円余の国費を投じた職権調査等の結果、本件処分地に残された廃棄物の量や分布、地下水への影響等の実態が把握されました。産業廃棄物の不法投棄を行った事業者が事実上廃業している状況下で、香川県が本調停の主な相手方となり、6年以上に及ぶ話合いを重ね、産業廃棄物及び汚染土壌を平成28年度末までに搬出すること、地下水等を浄化すること等が合意され、平成12年6月に調停が成立しました。

本件は、専門委員の活用、大規模な職権調査等、公害紛争処理制度の利点が最大限にいかされた事案であり、産業廃棄物を排出した事業者にも処理費用を負担させたという点で特徴的です。また、調停条項では産業廃棄物等の処理の結果生成される副成物の再生利用を図ることとされ、我が国が目指すべき循環型社会の展望を開く内容の調停が成立したと言えます。なお、公害等調整委員会は現在も調停条項に基づく措置の実施状況を確認しています。

- ※3 本件は、平成29年度公害等調整委員会年次報告のTOPICにも掲載しています。 URL: http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/H29nend_menu.html
- ※4 香川県知事への申請後、平成5年12月、公害等調整委員会に県際事件として送付されました。

◆清瀬·新座低周波騒音被害等調停申請事件

【平成13年11月~15年3月】

平成13年10月^{※5}、埼玉県及び東京都の住民が、医療法人を相手方として、申請人の住居に隣接する土地に被申請人が建設した医療施設の屋上に設置された空調室外機等から低周波音を含む騒音、振動が発生し、不眠、頭痛、倦怠感等の健康被害を受けているとして、実効的な防音及び防振対策による騒音、振動の滅失等を求める調停を申請しました。

本件では、低周波音に係る音響分野及び対策分野の各専門家を専門委員として委嘱するとともに、本件医療施設の設計業者、施工業者、空調室外機の設置業者やメーカーの参加の下、低周波音を含む騒音の低減を図るための対策について綿密な検討を行いました。検討過程では、職権により低周波音を含む騒音を測定、その周波数分析を行うとともに、実験によって低減対策の効果確認を行いました。その結果、平成15年3月、空調室外機ファンの気流排出口の改良、変電装置の排風機の機種交換、音の干渉による騒音低減効果を持つ防音壁の設置等を内容とする調停が成立しました。

低周波音に係る公害紛争事件は、平成初期頃から都道府県公害審査会等で徐々に係属するようになったものの、科学的な知見が集積途上で、従来の騒音対策では対応が困難な面があり、効果的な対策の確立が求められていました。本件は、原因とされた空調室外機の設置業者やメーカー等からも広く協力が得られ、専門家による知見を積極的に活用したことにより、低周波騒音に対して先駆的な対策が示された点において意義があったと言えます。

※5 埼玉県知事への申請後、平成13年11月、公害等調整委員会に県際事件として送付されました。

◆神栖(かみす)市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件 【平成18年7月~24年5月】

平成18年7月、茨城県等の住民が、国及び茨城県を相手方として、ヒ素化合物のジフェニルアルシン酸(DPAA)で地下水が汚染されたことにより小児の精神遅滞などの健康被害等が生じたとして、損害賠償金の支払を求めて、責任裁定を申請しました。

国に対しては、旧日本陸軍が製造・保管していたDPAAを外部に流出しないようにすべき高度の保管義務等を怠ったため地下水が汚染されたこと、県に対しては、水質汚濁防止法等の法令に基づく適切な規制権限を行使せず、地下水汚染の拡大を防止しなかったことの責任を主張するものでした。

裁定においては、本件地下水汚染は、特定不能の第三者がコンクリートに DPAAを混入して地中に流し込んだことが直接の原因行為と推認されるところ、 DPAAの保管、流通経過が明らかになっておらず、当該行為を未然に防止しうる 具体的な管理義務を認定することは困難であるとして、国について、その責任を否定したものの、県については、地下水の調査により基準値を大幅に超えるヒ素が検出されたにもかかわらず、地下水調査の終了を決定したことや周知措置を怠ったことを理由に、国家賠償法上の違法性を認め、申請人の主張の一部を認容しました。

本件は、被申請人の加害行為と申請人の健康被害との因果関係を申請人が訴訟において主張・立証することは相当程度困難であると考えられる事件ですが、公害等調整委員会においては、申請人について、神経症状の発症状況や症状の経過等を職権で調査し、因果関係の解明に努めました。また、本件は、公害の拡大について、行政機関が権限を行使しなかったことにつき、裁量を逸脱して著しく合理性を欠くものであるとして、その損害賠償責任を認めたという点においても、意義があったと言えます。

なお、国は関係地方公共団体とも協力して、DPAAによる地下水汚染と健康影響が発生したことを受け、平成15年6月の閣議了解^{*6}に基づき、DPAAにばく露したと認められる者に対して、医療費等の給付や健康管理調査、小児精神発達調査、調査研究等の緊急措置事業を実施し、引き続きその症候や病態の解明を進めています。

※6 茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について(平成15年6月6日閣議了 解)

Ⅱ 新たな公害紛争処理の枠組みの活用

公害紛争処理法は昭和45年6月に公布され、47年7月に裁定制度導入に伴う改正**7が行われて、現行の公害紛争処理制度がおおむね確立しました。公害紛争処理制度のうち、最も活用されているのは調停及び裁定である一方、公害等調整委員会において、平成になって初めて活用された制度もあります。以下、その2つの制度について紹介します。

※7 昭和47年7月に裁定制度の導入等を内容とした公害紛争処理法の一部改正を含む公害等調整委員会設置法が施行され、裁定に係る部分については、同年9月末から適用が開始されました。

◆原因裁定嘱託

公害等調整委員会が行う裁定の類型の一つである原因裁定は、加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行うものであり、当事者からの申請を契機に事件処理を開始します。その特例的な制度として、原因裁定嘱託制度があります。原因裁定嘱託では、公害に係る被害に関する民事訴訟を審理する中で、受訴裁判所が必要性を認めた場合、その嘱託により、公害等調整委員会が原因裁定を行います(公害紛争処理法第42条の32第1項)。

平成16年8月に嘱託があった富山県黒部川河口海域における出し平ダム排

砂漁業被害原因裁定嘱託事件は、制度創設後30年余を経て、初めて公害等調整 委員会に原因裁定嘱託がなされた事件です。

本件では、水産学等の専門家を専門委員として委嘱するとともに、現地調査等の実施、専門委員報告書の作成等を行い、職権で因果関係の判断に必要な証拠を収集した結果、ワカメ養殖の収穫不振については、出し平ダムの排砂との因果関係を認め、刺し網漁業の漁獲量の変動については、因果関係が認められないとする裁定を行いました。判決においても、当該裁定が資料とされ、出し平ダムの排砂によるワカメの収穫量の減少と品質低下が認定されました。

その後、専門委員による高い水準での科学的な因果関係の究明により、自然 科学上の複雑困難な争点を含む公害紛争事件の迅速・適正な処理に資する制度 として広く認知されるようになり、平成30年度末までに8件の原因裁定嘱託を 受け付けています。



【排砂中の出し平ダム】



【裁定委員及び専門委員による現地調査】

◆あっせん

あっせんとは、公害に係る民事上の紛争について、当事者間の自主的解決を援助・促進するため、あっせん委員による調整・仲介を行うものです。当事者間の話合いによって紛争を解決しようとする点では調停と類似の制度ですが、当事者の交渉の円滑化を目指し、当事者が手続において主導的な役割を果たす点で異なります。あっせんは平成になって3件申請されました。